

①2020年(1/1~6/30)の人身事故

区分	発生件数	前年比	死者数	前年比	傷者数	前年比
十日町	15	-13	2	-1	15	-10
県内	1,478	-178	32	-4	1,700	-217

②2020年の物件事故

1/1~6/30 累計	前年比
437	-125

十日町市・津南町の
交通事故

③2020年の死亡事故(2件)

	日時	場所	状況
1	4月9日 11:45頃	十日町市 高田町6丁目	50歳代男性運転の軽乗用車が、道路脇のポケットパークの石に衝突し死亡
2	6月20日 18:12頃	十日町市 高田町4丁目	30歳代男性運転の軽乗用車が、道路を横断中の80代男性をはね、歩行者が死亡

注意しましょう！

歩行者の方は、

- ・横断歩道のある場所を横断しましょう
- ・左右の安全を確認して横断しましょう

車を運転される方は、

- ・道路には必ず横断する歩行者がいるものと思いにしましょう
- ・運転中は進路前方左右の安全確認を怠らないようにしましょう



十日町交通安全 検索

④最近の管内交通事故の特徴

駐車場の
事故が多い！



自損事故が
多い！



当て逃げ事
故が多い！



交通ルールを守って
つながる笑顔



(公財)十日町地区
交通安全協会
〒948-0051
十日町市寿町1-1-2
☎025-757-6055
<http://www.tokamachi-ankyo.or.jp>

令和2年6月30日より道交法改正

自転車も
対象です！

- 「思いやり・ゆずり合い」の運転を！
- ドライブレコーダーは、妨害運転等の悪質・危険な運転行為の抑止に有効です！
- あおり運転の被害を受けたときは、車外に出ることなく110番を！

STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

あおり運転をした場合

1 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**(※10類型の違反、下図参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数 25点 免許取消し(欠格期間 2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転のせいで危険が生じた場合

2 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数 35点 免許取消し(欠格期間 3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年